

韓国版キルビー判決及びその影響

韓国大法院 2012年1月19日判決

2010ダ95390 特許権侵害差止および損害賠償事件

大 野 聖 二*
韓 相 郁**
小 林 英 了***

抄 録 韓国の特許侵害訴訟において、進歩性欠如の無効理由がある場合に権利行使が制限されるか否かについて、大法院の判断は変遷してきた。本判決は、進歩性が欠如する特許発明に基づく権利行使が制限される旨判示し、これに相反する大法院の過去の判決を明示的に破棄することにより、理論上の乱脈を整理したという点に大きな意味がある。しかし、既に2004年に大法院は日本のキルビー判決の結論とほぼ同じ内容の判示をしており、実務的には大概の特許侵害訴訟で新規性、進歩性がないという理由で権利濫用抗弁が提出されており、この主張を受け入れた判例も多数蓄積されている。従って、この判決により韓国での訴訟実務に画期的な変化がもたらされるとは考えられないが、本判決を受けて、侵害訴訟の対象となる特許権に対する無効審判についても迅速審判の対象となり、特許審判院による早期の判断を受けることが可能となり、侵害訴訟ルートと無効審判ルートとの判断の齟齬が防止されることが期待される。

目 次

1. はじめに
2. 本判決以前の状況
3. 本判決の概要
4. 本判決の検討
 4. 1 本判決の意義
 4. 2 実務への影響
 4. 3 訴訟当事者として留意すべき点
5. おわりに

1. はじめに

韓国も日本と同様に、特許権を付与するにあたり、新規性、進歩性といった要件の審査が行われるものの、無効理由を包含したまま登録されてしまう特許権も存在し得る。特に、権利行使を受けた被擬侵害者によって、事後的に有力

な公知文献が発見される場合もある。

このような場合に、当該被擬侵害者が侵害訴訟において、特許発明に無効理由が存することを抗弁として主張できるか否かが、かねてから議論されてきた。

日本では、いわゆるキルビー判決（最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁）が出され、その後の平成16年特許法改正において104条の3が新設されたことにより、特許侵害訴訟において特許無効の抗弁が出されることが通常の実務になっている。

* 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士

Seiji OHNO

** 金&張法律事務所（韓国） 韓国弁護士・
ニューヨーク州弁護士 Sang Wook HAN

*** 弁護士 Hideaki KOBAYASHI

これに対し、韓国では、判例上、大法院2004年10月28日言渡2000ダ69194判決（以下、「大法院2004年判決」という。）以前は、新規性や実施可能要件を満たさない特許権に基づく権利行使が制限されているが、特許発明が進歩性を欠くことを理由に権利行使が制限されるか否かについては、これを否定する大法院判決があり、混乱があった。一方、大法院は上記の判決を破棄することなしに、大法院2004年判決の傍論で（上記のキルビー判決の結論と同様に）これを肯定する判決をした。本判決は、かかる状況のもとで、大法院が従来判例を変更し、進歩性を欠く特許権に基づく権利行使が制限されることを明示的に認めたものである。

以下、本判決以前の状況と本判決の概要を説明した上で、本判決の影響について、実務的な観点から検討を行う。

2. 本判決以前の状況

無効理由を有する特許権に基づく権利行使が制限されるか否かに関して、大法院の従来判例¹⁾では、「特許法は、特許が一定の無効理由に該当する場合、別途定められた無効審判手続を経て無効とするように規定されているので、登録された特許は無効審判手続によって無効にすべき旨の審決が確定しない限り有効であり、裁判所は、特許に無効理由があったとしても、他の訴訟手続において、特許が無効であることを前提に判断することはできない」として、行政行為の公定力、無効審判との権限分配論に基づき、権利行使を制限することに否定的であった。

ただし、新規性を欠く特許権に基づく権利行使については、判例上、自由技術の抗弁によってこれを制限してきた²⁾。この他にも、特許発明が実施不可能である場合³⁾、明細書等の記載に基づいても特許発明の技術的範囲が特定できない場合⁴⁾には、当該特許権に基づく権利行使が否定されていた。

これに対し、新規性は有するものの進歩性を欠く特許権については、前掲注1)の大法院決定において、「新規性を有するがその分野における通常の知識を有する者が先行技術に照らして容易に発明できるという進歩性がない場合まで、裁判所が当然に権利範囲を否定できるというものではない。」として、裁判所が特許発明の進歩性の有無を判断することはできないとし、その後の大法院判決においても、進歩性欠如に基づく無効理由については審理判断できないという立場を維持してきた⁵⁾。

その後、記載不備の有無が問題となった事案において、大法院は、大法院2004年判決において、傍論ではあるものの、以下のとおり、侵害訴訟においても無効理由の有無を審理判断できる旨判示した。

「……特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かに対して判断することができる。審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め又は損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利濫用にあたり許されないと解すべきである。」

この判示部分は傍論ではあるものの、大法院があえて判示していること、無効理由の種類によらない一般論を述べたものであることから、その後の多くの下級審判決において、当該判決を援用して、権利濫用論に基づき進歩性の有無についての判断がなされている⁶⁾。大法院も2008年の判決で上記の法理を再度確認した⁷⁾。

しかしながらその一方で、従来大法院判決では、侵害訴訟において進歩性が欠如する場合まで制限なしに無効判断ができるわけではないと一貫して判示したことに鑑みると、大法院2004年判決の傍論を援用するという方法ではなく、大法院判決を変更する等の対策が必要であるといわれていた⁸⁾。

3. 本判決の概要

(1) 事案の概要

原告は、「ドラム洗濯機の駆動部構造」等に関する発明について特許権（以下、「本件特許権」という。）を有しており、被告が製造等する洗濯機が本件特許権を侵害しているとして、被告に対し、洗濯機の製造等の差止め及び損害賠償を請求した。

第一審は、被告が製造等する洗濯機が本件特許権を侵害すると認定して、原告の請求を一部認容した。第二審は、本件特許権に係る発明は引用文献に基づく進歩性が認められず、本件特許権に基づく請求は権利濫用に当たるとして、原告の請求を棄却した。

(2) 判決の内容

大法院は、全員合議体において審理を行い、裁判所が進歩性の有無の判断を行うことができるか否かの点について、以下のとおり、これを肯定する判断を示した。

「……進歩性がなく本来公衆に開放されなければならない技術に対し誤って特許が登録されている場合において、特別な制限なしでその技術について特許権者に独占させるとすれば、公共の利益を不当に損なうのみならず、前述の特許法の立法目的にも真っ向から反する。また、特許権も私的財産権の一つである以上、その特許発明の実質的価値に応じて正義と公平の理念に合うように行使されなければならない。進歩性がなく保護に値しない発明に対し形式的に特許登録されていることを機に、その発明を実施する者に対して侵害禁止、損害賠償などを請求することを容認することは、特許権者に不当な利益を与えてその発明を実施する者には不合理な苦痛や損害を与えるだけであり、実質的正義と当事者間の公平にも反する。

これらの点に照らしてみれば、特許発明に対

する無効審決が確定する前であっても、特許発明の進歩性が否定されてその特許が特許無効審判によって無効になることが明白な場合には、その特許権に基づく侵害禁止または、損害賠償などの請求は特別な事情がない限り権利濫用に該当して許されないとみななければならない。特許権侵害訴訟を担当する裁判所としても、特許権者のかかる請求が権利濫用に該当するという抗弁がある場合、その判断の前提として特許発明の進歩性の有無について審理判断できるとすべきである。」

そして、大法院は、以下のとおり述べて、進歩性について裁判所が審理判断できないとした従来の大法院判決を変更した。

「上記と異なり、新規性はあるが進歩性がない場合まで、裁判所が特許権または実用新案権侵害訴訟で権利範囲を否定することはできないと判示した大法院1992.6.2. 91マ540決定および大法院2001.3.23.宣告98ダ7209判決は、この判決の見解に反する範囲において、これを変更することにする。」

その上で、大法院は、本件発明の進歩性の有無について検討し、本件発明は先行技術に基づく進歩性欠如の無効理由を有しないとして、原判決を破棄するとともに審理を原審に差し戻した。

4. 本判決の検討

4. 1 本判決の意義

(1) 本判決の意義

前述のとおり、本判決は、裁判所が特許発明の進歩性の有無について審理判断をすることができるか否かという点に関して、大法院がこれを肯定するとともに、否定説の立場にたつ従来判例を変更したものである。

前述したとおり、多くの下級審判決において、大法院2004年判決を援用して特許発明の進歩性の有無について審理判断されていたことから、

本判決によって従来の裁判実務が大きく変化するものではないと思われる。しかし、裁判所が特許発明の進歩性の有無について審理判断できるとする根拠が薄弱であったことから、大法院が肯定説の立場を明確に示した点は、大きな意義があると思われる。

韓国では、日本特許法104条の3に相当する規定がなく、また、前述したとおり、韓国の判例上、特許権者の権利行使が制限されるのは、新規性欠如、実施不可能、技術的範囲の確定不能、進歩性欠如（本判決）といった限定的な場面に限られていることから、例えば分割要件違反、補正要件違反といった理由を根拠に特許権者の権利行使が制限されるかどうかは明らかではない。

この点、上記の大法院判決で挙げられていない無効理由が存在する場合に権利行使が制限されなければならないかどうかは、今後判例の蓄積と論議が期待される。

また、日本での特許侵害訴訟において、被告側から提出される特許無効の主張は、その大半が新規性ないし進歩性欠如の無効理由であることから、韓国の判例上、権利行使が制限される場面が限定されているとしても、日本と韓国の訴訟実務において大きな差異が生じる場面は少ないものと思われる。

(2) 明白性の要件について

本判決では、「特許発明の進歩性が否定されてその特許が特許無効審判によって無効になることが明白な場合」に、裁判所が進歩性の有無を審理判断できると判示されている⁹⁾。

ここで、「無効になることが明白な場合」が具体的にどのような場合を指しているのかについては、判決文からは明らかではない。

この点、侵害訴訟ルートと無効審判ルートにおける無効判断の齟齬を防止する観点から、既に特許無効審決があってこれが確定することが

予想される場合など、特許が無効となることが確実に予見される場合に限定すべきとの見解もある¹⁰⁾。

しかし、明白性の要件を過度に重視すると、侵害訴訟と無効審判における進歩性の判断基準が実質的に異なってしまう結果となり、かえって法的安定性を欠くおそれがある。

また、侵害訴訟において、「無効になることが明白な場合」に該当するか否かという別の争点が生じてしまう。特に、進歩性を有するか否かについては微妙な判断を伴う場合が多く、かかる場合に「無効となることが明らか」でないとするならば、多くのケースにおいて侵害訴訟において進歩性の有無の判断がなされないこととなる。

このため、裁判所が進歩性の判断を行うか否かを、「明白な場合」であるか否かで分けることはせず、特許発明に進歩性欠如の無効理由が存在することが証拠上認定できる場合には、「無効となることが明らか」であるとして、裁判所において当該特許権の行使を制限することが望ましい。

この点、韓国大法院は、2007年9月6日の2005フ3284判決（特許権登録無効事件）において、二段階の進歩性判断基準を示している。すなわち、まず、先行文献に引用される技術を組み合わせ、又は結合すれば当該特許発明に至ることができるという暗示・動機付けなどが先行技術文献に提示されているかどうかを検討する。そして、暗示・動機付けなどが提示されていない場合、出願当時の①技術水準、②技術常識、③当該技術分野の基本的課題、④発展傾向、⑤当該業界の要求などを考慮して、当業者が容易に引用文献の結合に至るかどうかにより、進歩性の有無を検討する¹¹⁾。

侵害訴訟においても、上記と同一の進歩性判断基準が適用されている。

(3) 特別の事情について

本判決では、「その特許権に基づく侵害禁止または、損害賠償などの請求は特別な事情がない限り権利濫用に該当して許されない」と判示されており、特別の事情がある場合には、特許無効の抗弁に対する再抗弁が成立し、権利行使が制限されないこととなる。ただし、どのような場合に「特別の事情」が認められるかは、判決文からは明らかではない。

この点、日本のキルビー判決では、「特別の事情」として訂正審判が請求された場合が挙げられているところ、韓国法も日本法と同様に、訂正すべき旨の審決確定により請求項の内容が出願日まで遡及することから（韓国特許法136条8項）、本判決の「特別の事情」として訂正審判が含まれると思われる。

ただし、無効理由が解消されない形式的な訂正によっても「特別の事情」が認められるべきではなく、訂正後の請求項により進歩性欠如の無効理由が解消されることが前提となると思われる。そして、韓国法上、特許請求の範囲について、新たな構成要件を付加する（外的付加）を目的とする訂正が認められていない点において、訂正審判が認められる範囲は日本法と比べて制限されていることから、機械系や電気系の特許発明のように、構成から効果が予測しやすい技術分野においては、かかる「特別の事情」が認められる場合はそれほど多くないと思われる。

4. 2 実務への影響

(1) 特許侵害訴訟への影響

本判決の以前にも既に特許侵害訴訟で進歩性の欠如を理由として無効を主張する実務はかなり定着してはいたが、本判決によって大法院の立場が示されたことで、侵害訴訟において進歩性欠如の無効理由が主張されるケースが増えるものとみられる。

(2) 無効審判への影響

前述のとおり、本判決によって大法院の立場が示されたことで、侵害訴訟において進歩性の有無についての判断がなされるケースが増えるものとみられる。そうすると、侵害訴訟と無効審判の双方において、進歩性に基づく無効理由の有無の判断が行われることとなるため、判断の齟齬が生じるおそれがある。

日本では、侵害訴訟に対する控訴審と、無効審判の審決取消訴訟はいずれも知財高裁で審理されるため、判断の統一が高裁レベルでなされるのに対し、韓国では、侵害訴訟の控訴審を扱う高等法院と、無効審判に対する取消訴訟を審理する特許法院とは異なることから、判断の統一は大法院においてのみ行われることとなる。よって、侵害訴訟ルートと無効審判ルートとで判断に齟齬が生じた場合に、それを治癒するのは容易ではない。

この点、韓国特許審判院は、無効審判に対する迅速な判断を行うべく、特許侵害訴訟が裁判所で係属している間に請求された無効審判事件についても迅速審判の対象とするように、審判事務取扱規程を改正した¹²⁾。これにより、無効審判の請求から4ヵ月程度で審決が出されることとなり¹³⁾、訴訟の初期の段階で無効審判を請求するよう訴訟指揮を行うことにより、裁判所における審理が終結する前に、無効審判の判断が出されることとなるため、判断の統一が図られるものと思われる。

また、韓国法では、無効審判の審決に対して、第三者が同一事実及び証拠に基づき、再度の審判を請求できないとする、いわゆる一事不再理の規定（韓国特許法163条）が設けられている¹⁴⁾。この規定は侵害訴訟には適用されるものではないが、確定審決において同一文献について審理判断されているのであれば、侵害法院はかかる判断を参酌するものと思われる。

なお、一事不再理により審判請求が不適法と

なるか否かの判断基準時については、先の無効審判の審決の確定登録時とするのが従来の判例であったところ、そうすると、同一事実及び同一証拠による複数の審判請求があった場合において、ある審判の審決が確定すれば他の審判請求については一事不再理が適用されて却下せざるを得ないという状況にあった。この点に鑑み、大法院は、全員合議体判決において、一事不再理の基準時は審決の確定登録時ではなく審判請求時であるとして、従来の判例を変更した¹⁵⁾。

(3) 権利範囲確認審判への影響

韓国法では、被擬侵害者が製造等するイ号物件が特許発明の技術的範囲に属するか否かの判断を求める権利範囲確認審判制度が設けられている（韓国特許法135条）。この制度は日本の判定制度に対応する制度であるが、当事者系審判である点、審決に対する不服申立手段が設けられている点、侵害訴訟の裁判所に対する影響を及ぼす可能性のある点¹⁶⁾において、日本の判定制度と異なっている。

このため、韓国においては、権利範囲確認審判の判断をもとにライセンス交渉を行い、必要に応じて侵害訴訟に進むなど、紛争解決手段としての権利範囲確認審判が時々利用されている。

権利範囲確認審判において進歩性の有無についての判断を行うことができるか否かについては、これを否定する大法院の判決があるが¹⁷⁾、本判決によってこの判決は覆されていない。しかし、本判決は、侵害訴訟にて進歩性の有無を判断することができないとした過去の判例を明示的に変更すれば足り、また、進歩性がない特許権に基づく権利行使を容認することは実質的正義と当事者の間の公平に反するという本判決の判示は、権利範囲確認審判にも等しく妥当する。よって、権利範囲審判における過去の判例が引用されていなかったことを理由として、大法院が権利範囲審判においては別の立場を維持

したとみることは難しいといえる。

すなわち、進歩性の欠如を理由として権利行使を制限するにあたり、権利範囲確認審判と侵害訴訟を区別する理由はないといえるので、本判決の趣旨を考慮すれば、権利範囲確認審判においても進歩性の判断をすることができると思われ、それが大法院の立場であると思われる。

(4) 再審への影響

侵害訴訟と無効審判ルートの判断の齟齬は、再審にも影響する可能性がある。すなわち、例えば侵害訴訟において請求認容判決が確定した後に、特許無効の審決が確定した場合、原審判決の基礎となった行政処分（特許査定）が後の行政処分（無効審決）によって変更されたこととなり、韓国民事訴訟法451条1項8号の再審事由に該当する¹⁸⁾。

この点は本判決より直接影響をうけるものではないが、本判決により進歩性等の無効理由を侵害訴訟で判断できることとなると、次のような問題が生じうる。

すなわち、侵害訴訟において特許権が有効であると認定されて請求が認容され、その判決が確定した後に、特許無効の審決が確定した場合は、前述のとおり再審によって被擬侵害者は救済される。これとは逆に、侵害訴訟において特許無効と判断されてそれが確定した後に、請求不成立の無効審判が確定した場合には、特許権者は救済されなくなる。

この点、日本法では、平成24年法改正により、紛争の蒸し返し防止の観点から、侵害訴訟が確定した後に無効審判が確定した場合において再審を制限する旨の規定が追加された（日本特許法104条の4）。

このような規定は韓国法には設けられていないが、侵害訴訟の対象となっている特許権に対する無効審判は迅速審判の対象となり、早期に判断がなされることから、かかる事態が生じる

ケースは少ないと思われるが、何らかの立法上の手当が必要と思われる。

なお、侵害訴訟において特許権に無効理由があるとして請求が棄却され、判決が確定した場合において、当該特許に対する訂正審判が確定したことを理由に再度の訴訟提起が可能か否かという点については、裁判例はないものの、既判力に基づき再訴が制限されるとするのが多数の見解である。一方、この場合において再審の請求が可能か否かについては、これを肯定する見解と否定する見解が対立している¹⁹⁾。

(5) その他

特許権に基づく侵害差止仮処分申立手続において、公知・公用技術と同一である旨の無効の抗弁は認められているところ、上述した本判決の判示は仮処分手続にも同様に当てはまるので、仮処分手続において進歩性の判断を行うことも可能であると思われる。この点は、特許権侵害罪に基づく刑事事件にも妥当するものと思われる。

また、特許権に基づく税関での輸入差止手続が2013年7月から施行予定であるところ（韓国関税法235条）、前述と同様の理由から、輸入差止手続において、新規性のみならず進歩性に基づく無効理由の判断を行うことができるものと思われる。

4. 3 訴訟当事者として留意すべき点

以上をふまえ、韓国の特許訴訟での訴訟当事者として、留意すべき点を検討する。

(1) 権利者側

本判決が出されたことにより、侵害訴訟を提起すれば、ほぼ確実に、進歩性欠如の無効理由が提出されて審理の対象となる。さらに、無効審判を請求されると迅速審判の対象となり、短期間で特許審判院の判断が下されることとなる。

そうすると、無効審判の審理期間が約11ヵ月と長く²⁰⁾、無効審判の判断と裁判所における無効論の判断が事実上リンクしていない日本の実務と異なり、韓国では、特許侵害の有無の判断がなされる際には既に無効審判の判断が出されている場合が多くなり、侵害裁判所においてこれを斟酌して判断がなされる場合が多くなるとと思われる。

また、日本の実務においては、特許発明と非常に近い引用文献が侵害訴訟で提示された場合、特許権者としては別の要件を付加（外的付加）する訂正審判（訂正請求）を行い、イ号製品を権利範囲に含めつつ引用文献を回避することが、しばしば行われている。一方、韓国法では、無効審判が係属中はいつでも訂正を請求できることから、特許無効主張に対する防御方法としてしばしば用いられているものの、外的付加を目的とした訂正審判（訂正請求）は認められておらず、訂正審判等によって引用文献を回避することが、日本の実務と比べて難しい。

したがって、権利者側としては、権利行使を行う前に、進歩性欠如の無効理由に対する事前検討を行うことが重要になってくるとと思われる。

(2) 被擬侵害者側

権利行使を受けた侵害訴訟を提起された被擬侵害者としては、侵害訴訟において進歩性欠如の無効理由を主張することができるが、それとは別に無効審判を請求すべきかどうか、検討すべき点となる。

すなわち、侵害訴訟の対象となっている特許権について無効審判を請求すれば迅速審判の対象となることから、侵害訴訟の審理が終結する頃には無効審判の判断が出されている場合が多くなるとと思われる。そして、審決において特許発明の進歩性を肯定する判断が出されると、いわば特許の有効性についてお墨付きが与えられてしまい、侵害訴訟における進歩性の判断に不

利に働く可能性が高くなる。

その一方で、侵害訴訟においてのみ進歩性欠如の無効理由を主張する場合、「無効となることが明白」でないとして無効理由の判断が行われない可能性もある。

いずれをとるかは難しい問題であるが、明白性の要件がどのように作用するかが現時点では不明であることから、侵害訴訟を提起された被擬侵害者としては、無効審判を別途請求しておくことが、望ましいと思われる。

なお、権利行使を受けた被擬侵害者において、弁理士等から特許無効の鑑定書を取得していたとしても、これをもって過失の推定（韓国特許法130条）が覆されるものではないという判例がある（大田地法2009年12月4日言渡2008ガ合7844等）。

5. おわりに

前述したとおり、今回の大法院判決より以前から、大法院2004年判決を援用して侵害訴訟において進歩性有無の判断が行われていたことから、今回の大法院判決によって従来の訴訟実務が大きく変更することはないものと思われる。

その一方で、侵害訴訟にかかる特許権の無効審判が迅速審判の対象となったこと、無効審判ルートと侵害訴訟ルートが高裁レベルでも別になっていること、訂正が認められる範囲が限られていること、といった点において日本法とは異なっている。また、明白性の要件が今後どのような意味をもってくるのかは、現時点では不明確である。

これらの点を考慮しつつ韓国での侵害訴訟に対応することが必要であると思われる。

注 記

- 1) 大法院1992年6月2日言渡91マ540決定
- 2) 大法院1983年7月26日言渡81フ56判決、大法院2000年5月26日言渡98フ2832判決等

- 3) 大法院2001年12月27日言渡99フ1973判決
- 4) 大法院2002年6月14日言渡2000フ235判決
- 5) 大法院2001年3月23日言渡98ダ7209判決
- 6) 康應善, 韓国特許実務入門(第2版), 227頁, 2011年, 経済産業調査会
- 7) 2008年5月15日言渡2008ダ11832判決で「…原審は…本件特許発明は新規性または進歩性がなく無効であることが明確であり, その特許権に基づいた…侵害差止請求は権利濫用に該当すると判断したところ, これは…正当であり」と判示された。
- 8) 李京塢, 知的財産法政策学研究, 第23巻, 229頁, 2009年
- 9) 大法院2004年判決においても, 「当該特許に無効理由が存在することが明らかであるとき」に権利行使が制限されるべき旨, 判示されている。
- 10) 前掲注8), 216頁。大法院2004年判決に対する評釈であるが, 明白性要件に関する見解である点で共通する。
- 11) 韓相郁, 知財管理, 第60巻, 4号, 644頁
- 12) 審判事務取扱規程31条の2第1号。この他に, 不公正貿易行為調査事件及び仮処分事件と関連した無効審判についても迅速審判の対象となるように, 審判事務取扱規程が改正された。
- 13) 迅速審判においては, 答弁書提出期間満了日(審判請求書の副本の発送日から1月)から1ヵ月以内に口頭審理を行い, 口頭審理から2ヵ月以内に審決を出さなければならない(審判事務取扱規程31条の2, 第3項)。
- 14) 日本では, 平成23年特許法改正により, 一事不再理の効力が当事者及び参加人に限定された(日本特許法167条)。
- 15) 大法院2012年1月19日言渡2009フ2234判決
- 16) 前掲注6), 237~238頁
- 17) 1998年10月27日言渡97フ2095判決
- 18) 韓国民事訴訟法451条1項は, 次のとおり規定している。「次の各号に掲げる事由がある場合には, 確定した終局判決に対して再審の訴えを提起することができる。ただし, 当事者が上訴によりその事由を主張したとき, またはこれを知りながら主張しなかったときは, この限りでない。」
- 19) 前掲注8), 217頁
- 20) 特許庁, 審判の概要(制度・運用編)(平成23年度知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト), 6頁

(原稿受領日 2012年10月15日)